

○山形大学農学部テニユアトラック制度実施規程

令和3年3月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山形大学におけるテニユアトラック制度に関する規程第11条の規定に基づき、山形大学農学部におけるテニユアトラック制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(テニユア審査委員会)

第2条 農学部に、テニユアトラック教員へのテニユア付与の可否に係る審査を行うためテニユア審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員は、農学部教員人事委員会委員をもって充てる。

ただし、農学部教員人事委員会委員が、本規程第9条に規定するテニユアトラック教員のメンターとなった場合、当該テニユアトラック教員へのテニユア付与の可否に係る審査に加わることができない。

3 委員会が必要と認めた場合には、前項の委員以外の者を委員に加えることができるものとする。

4 前項に規定する委員の任期は、委員会でその都度定める。

5 委員会に委員長を置き、農学部長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

7 委員長に事故があるときは、委員長の指名する者が、その職務を代行する。

8 委員会の議事は、全委員の一致で決することを原則とする。

9 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て意見を求めることができる。

(テニユア審査基準)

第3条 テニユアトラック教員へのテニユア付与に係る審査基準は次のとおりとする。

(1) 教育能力

ア 農学部主担当として配置後、講義等を毎年担当すること。

イ 卒業研究の主指導を行い、卒業生を1人以上輩出すること。

(2) 研究能力

ア 職位ごとに、次の研究業績を有すること。

職位	直近5年間に発表された著書及び学術論文の数
教授	5編以上 (筆頭著者又は責任著者(Equal contributionを含む。) 3編以上)
准教授	3編以上 (筆頭著者又は責任著者(Equal contributionを含む。) 2編以上)
講師	3編以上 (筆頭著者又は責任著者(Equal contributionを含む。) 2編以上)

助教	2編以上 (筆頭著者又は責任著者(Equal contributionを含む。) 1編以上)
----	---

イ 農学部主担当として配置後の研究成果に基づく筆頭著者又は責任著者(Equal contributionを含む。)の学術論文が1編以上あること。

(3) 外部資金獲得実績

ア 科学研究費助成事業に毎年申請すること。(継続課題を含む。)

イ 科学研究費助成事業を含めた外部資金を1件以上獲得すること。

(4) 社会貢献

ア 学会等における学術貢献活動又は自治体等における社会貢献実績が1件以上あること。

(5) その他

ア 農学部主担当として配置の際にテニユア付与の条件を付された場合、当該条件を満たしていること。

イ 農学部の管理運営に1件以上関わっていること。

2 テニユアトラック教員が、農学部主担当として配置後、産前産後の特別休暇、育児休業及び介護休業を取得した場合で、農学部長が必要と認めた場合には、前項第1号ア及び第3号アの取扱いについて、当該休暇及び休業の期間に応じて考慮することができるものとする。

3 テニユアトラック教員が、農学部主担当として配置後、前項以外の事由により教育研究等に從事できない期間があった場合の取扱いについては、委員会の議を経て前項に準ずることができるものとする。

(審査実施時期)

第4条 テニユア付与に係る審査及び実施時期は次の各号のとおりとする。

(1) 採用時審査 テニユアトラック教員の採用に係る審査の際に実施する。

(2) 3年目審査 採用後3年となる6ヶ月前までに実施する。

(3) 5年目審査 テニユアトラック期間が満了する6ヶ月前までに実施する。

(採用時審査)

第5条 前条第1号に規定する採用時審査は、テニユアトラック教員の採用に係る審査の際に、当該候補者の教育・研究等の実績が特に優れており、第3条に規定するテニユア審査基準を十分に満たしていると思われる場合に実施する。

2 採用時審査は、農学部教員人事委員会で使用する当該教員選考資料等により総合的に行うものとする。

(3年目審査)

第6条 テニユアトラック教員は、農学部主担当として配置後2年3ヶ月までの間に、別に定める教員選考資料を作成の上、農学部長に提出し、テニユア審査を希望することができるものとする。

2 農学部長は、委員会において、提出された資料により書類審査、面談等を実施し、第3条に規定する

テニユア審査基準に基づきテニユア付与の可否について総合的に審査を行うものとする。

(5年目審査)

第7条 テニユアトラック教員は、農学部主担当として配置後4年3ヶ月までの間に、別に定める教員選考資料を作成の上、農学部長に提出するものとする。

2 農学部長は、委員会において、提出された資料により書類審査、面談等を実施し、第3条に規定するテニユア審査基準に基づきテニユア付与の可否について総合的に審査を行うものとする。

(学長への報告等)

第8条 農学部長は、第5条から前条までのテニユア審査の結果について、学長に報告するものとする。

2 農学部長は、学長からテニユア付与の可否の決定通知を受けた場合には、速やかに当該テニユアトラック教員に通知するとともに農学部教員人事委員会に報告するものとする。

(メンター)

第9条 農学部長は、テニユアトラック教員にメンターを配置することができるものとする。

2 メンターは、テニユアトラック教員に対して、テニユア取得にあたっての助言などを行うものとする。

3 メンターは、農学部主担当の教員をもって充てる。

4 メンターの配置の有無、配置期間等については、農学部教員人事委員会において決定するものとする。

(免除措置)

第10条 テニユアトラック教員は、農学部学務委員会及び農学部入学試験実施委員会の委員を2年間免除するものとする。

(事務)

第11条 農学部におけるテニユアトラック制度に関する事務は、鶴岡キャンパス事務部総務課において遂行する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、農学部におけるテニユアトラック制度の実施に関し必要な事項は、農学部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月15日から施行し、令和3年4月1日から適用する。